

(案の 1)

閣 郵 委 第 ※ ※ 号 の 1
平成 2 6 年 ※ ※ 月 ※ ※ 日

金融庁長官
畑中 龍太郎 殿

郵政民営化委員会

委員長 増田 寛也

郵政民営化法第 1 2 0 条第 1 項第 8 号の規定に基づく内閣府令・
総務省令案について（意見）

平成 2 6 年 6 月 1 8 日付け金総第 2 6 2 3 号・総情貯第 8 5 号をもって意見を
求められた事案について、審議の結果、下記のとおり意見を提出する。

記

郵政民営化法第 1 2 0 条第 1 項第 8 号の規定に基づく内閣府令・総務省令につ
いては、当委員会に示された内容のとおり改正することが適当である。

(案の2)

閣郵委第※※号の2
平成26年※※月※※日

総務大臣
新藤 義孝 殿

郵政民営化委員会

委員長 増田 寛也

郵政民営化法第120条第1項第8号の規定に基づく内閣府令・
総務省令案について（意見）

平成26年6月18日付け金総第2623号・総情貯第85号をもって意見を
求められた事案について、審議の結果、下記のとおり意見を提出する。

記

郵政民営化法第120条第1項第8号の規定に基づく内閣府令・総務省令につ
いては、当委員会に示された内容のとおり改正することが適当である。